

## 桑折町立中学校部活動外部指導者設置要綱

### (設置)

第1条 桑折町立中学校(以下「中学校」という。)における部活動に対する指導体制の充実を図るため、部活動外部指導者(以下「指導者」という。)を設置することに関し、必要な事項を定める。

### (資格及び委嘱)

第2条 指導者は、専門的な知識や技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、中学校の校長(以下「校長」という。)の推薦により、教育委員会が委嘱する。

### (委嘱期間)

第3条 指導者の委嘱期間は、委嘱された日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱は妨げない。

### (任務)

第4条 指導者は、校長及び当該部活動の顧問教員の指揮監督の下、顧問教員を補佐し、必要な技術の指導及び助言を行う。この場合において、大会参加等校外で部活動を行う際には、顧問教員の引率がある限り同行できる。

### (服務)

第5条 指導者は、校長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導者は、その職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 指導者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

4 指導者は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努め、資質の向上を図らなければならない。

### (任務条件)

第6条 指導者の勤務する日は、校長との調整により別に定める。

2 任務時間は、原則として1日平日は2時間、休日は3時間を限度とする。

3 大会参加等については、校長との調整により別に定める。

### (退任)

第7条 指導者は、任期の途中において退任しようとするときは、その日の30日前までに校長を経由し、教育委員会へ申し出るものとする。

### (解嘱)

第8条 教育委員会は、指導者が次の各号の一に該当する場合はこれを解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出たとき
- (2) 心身の故障のため、職務に耐えられないとき
- (3) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき
- (4) 第5条に定める服務上の義務に違反したとき
- (5) 教育委員会が指導者の任用の必要がなくなったと認めたとき

(報償金)

第9条 校長からの実績確認書に基づき、報償金を支払うものとするとし、報償金の額は、別表1に定めるところによる。

(傷害保険)

第10条 指導者が活動中又は往復中において、偶然の事故により被った傷害又は他人にけがを負わせたり、若しくは他人の物をき損したことにより被った法律上の損害賠償については、スポーツ安全保険の定めるところにより補償を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表1

区分	報償金の額
平日	2,000円
休日	3,000円
大会参加等	5,000円